

【新型コロナウイルス感染症の5類移行後における実技研修の開催】

新型コロナウイルス感染症は、これまで感染症法の2類相当とされておりましたが、2023年5月8日から5類へと移行となりました。また、WHOは、同5月5日、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を終了する旨を発表しています。

つきましては、当会「臨床工学技士の業務範囲追加に伴う厚生労働大臣指定の研修」の実技研修の実施にあたり、感染症対策を次のとおりいたします。皆様には、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

■実技研修の開催について

- ・ 当面、従来の感染予防の対策 (<https://onl.sc/VAf7SJ2>) に準じて実施いたします。
- ・ 開催地の自治体の求め等に応じて、開催方針を変更することがございます。

■受講について

- ・ 自身が感染した場合（疑いを含む）は、参加を自粛いただきます。
- ・ 研修会場では不織布マスクの着用をお願いします。手袋やフェイスガードは必要に応じて装着してください。なお、いずれも参加者自身で準備をお願いします。
- ・ 欠席の場合には、再予約の際に追加費用が必要となります。ただし、当会の正会員については1回に限り、追加費用を免除いたします。なお、通常の開催ルールに基づくものであり、2023年5月27日(土)～28日(日)から再度適応とします。

発行 2023年5月10日

公益社団法人日本臨床工学技士会